

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」 制度概要及び市基準の設定について

1 こども誰でも通園制度の制度概要等

(1) 制度概要

こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、月一定利用時間の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に通園できる制度で、令和7年度から、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定され、本市では、令和7年7月からの実施を予定している。

なお、令和8年度からは、同支援法に基づく新たな給付制度として、全ての自治体で実施することとされている。

(2) 実施内容

項 目	内 容
利用対象	0歳6か月から満3歳児までの未就園児
利用時間	月一定時間の利用可能枠（R7は月10時間上限）
利用料	事業所が直接徴収
利用・予約方法	保護者は、市窓口等で利用登録後、国が基盤整備する予約システムを活用し、予約を行う。
実施方式	一般型：専用室、専用職員を配置する受入方式 余裕活用型：在園児と同室、同じ職員での受入方式
実施場所	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

【乳児等のための支援給付対象区分】

こども誰でも通園制度は、未就学児への支援のあり方として、就労要件がある保育所や認定こども園、就労要件はないものの、年齢要件がある幼稚園の、いずれにも対象とならなかった子どもを対象とした制度です。



2 設備及び運営に関する基準の制定について

(1) 条例案検討に当たっての考え方

市が条例等で定める基準は、国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」をもとに、地域の実情に応じて定めることとされております。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容。

これらの基準のいずれにおいても、「異なるものを定めることの許容の程度」に示されていることから、法令の基準をそのまま用いて条例等の改正を行う場合であっても、市町村が設置する社会福祉審議会やパブリックコメントにより、意見等を聞き取る必要があるものです。

児童福祉法第34条の16第1項の規定により、同条第2項第各号に掲げる事項について、市町村が条例で定めるに当たって従うべき基準であり、その他の事項については、参酌するものです。

(2) 基準の設定に当たっての基本的な考え方

原則として、府令で示された国の基準をもって市の基準とするが、現行の市の保育所等の認可基準が国基準を上回っている次の基準については、保育の質と安全面を考慮する観点から、市の基準を適用するものです。

ア 設備基準

乳児保育において、国の基準により乳児室（1.65 m²以上）のほか、ほふくの開始に伴い、ほふく室（3.3 m²以上）を確保する必要があるが、市の基準では、乳児の保育環境、安全面を鑑み、3.3 m²以上に統一したものの。

国基準		市基準（案）	
乳児室	1人につき1.65m ² 以上	乳児室	1人につき3.3m ² 以上
ほふく室	1人につき3.3m ² 以上	ほふく室	1人につき3.3m ² 以上

イ 職員基準

余裕活用型においては、保育所等における既存の保育室及び職員配置の範囲内で実施することから、現行の市基準に合わせるもの。なお、一般型においては、国基準のとおり。

実施方式	国基準	市基準（案）
余裕活用型	乳児等通園支援従事者（保育士又は乳児等通園支援に従事する職員として市が行う研修を修了した者）であり、 <u>1/2以上が保育士</u>	乳児等通園支援従事者（うち、家庭的保育事業及び小規模Cにおいては、 <u>保育士</u> 。小規模B、小規模型事業所内保育事業においては、 <u>2/3以上が保育士</u> ）

(3) 府令と市基準（案）について

国の基準を上回る基準とする内容含め、府令に対する市基準（案）は次のとおりです。

※詳細は別添「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 対照表」のとおり。

項目	府令の内容	従/参	市基準（案）
乳児等通園支援事業者の一般原則 （第5条）	・利用乳幼児の人権に配慮し、人格を尊重しなければならない ・地域社会との交流及び連携を図り、運営内容を適切に説明する ・自ら評価を行い、常にその改善を図る ・定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない ・事業の目的を達成するために必要な設備の設置 ・採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払うこと	参	国基準のとおり
非常災害 （第6条）	・消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならない ・避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月1回は行うこと	参	国基準のとおり
安全計画の策定等 （第7条）	・利用乳幼児の安全確保のため、安全点検、職員、事業所外での活動、取組等を含めた生活その他日常生活における安全指導、職員研修及び訓練について安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならない ・職員に対し、安全計画を周知し、研修及び訓練を定期的に行うこと ・保護者に対し、安全計画に基づく取組内容を周知しなければならない ・定期的に安全計画を見直し、変更すること	従	国基準のとおり
自動車を運行する場合の所在の確認 （第8条）	・事業所外での活動等のために自動車を運行するとき、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により所在を確実に把握すること ・送迎のため自動車を運行するとき、利用乳幼児の見落とし防止装置を備え、所在の確認を行うこと	従	国基準のとおり
職員の一般的条件 （第9条）	・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない	参	国基準のとおり

項目	府令の内容	従/参	市基準（案）
職員の知識及び技能の向上等 （第10条）	・職員は、常に自己研鑽に励み必要な知識及び技能の修得、維持向上に努めなければならない ・乳児等通園支援事業者は職員の研修の機会を確保しなければならない	参	国基準のとおり
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 （第11条）	・運営上支障がない場合は、他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる	従 （職員に係る部分に限る）	国基準のとおり
利用乳幼児を平等に取り扱う原則 （第12条）	・利用乳幼児の国籍、身上、社会的身分又は費用を負担するか否かによって差別的扱いをしてはならない	従	国基準のとおり
虐待等の防止 （第13条）	・虐待等の禁止	従	国基準のとおり
衛生管理等 （第14条）	・設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない ・感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施するよう努めなければならない ・必要な医薬品その他医療品等を備え付け、適正に管理する	参	国基準のとおり
食事 （第15条）	・乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事を提供する場合（外部からの搬入を含む）、当該施設に調理機能を有する設備を備えなければならない	従	国基準のとおり
内部の規程 （第16条）	・内部規定の策定	参	国基準のとおり
事業所に備える帳簿 （第17条）	・職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない	参	国基準のとおり
秘密保持等 （第18条）	・職員及び職員であった者の秘密漏洩の禁止	従	国基準のとおり
苦情への対応 （第19条）	・苦情受付窓口の設置 ・市町村から指導又は助言を受けた場合は必要な改善を講じなければならない	参	国基準のとおり

項目	府令の内容	従/参	市基準（案）																										
事業の区分 （第20条）	・一般型及び余裕活用型の区分 ・一般型は、余裕活用型以外のものをいう ・余裕活用型は、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（居宅訪問型を除く）を行う事業所において、その利用定員の範囲内で行うものをいう	従	国基準のとおり																										
一般型の設備基準 （第21条）	・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設ける ・乳児室 満2歳未満の乳幼児のうちほふくしないもの <u>1人につき1.65㎡以上</u> ・ほふく室 満2歳未満の幼児のうちほふくするもの 1人につき3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上	参	・乳児室 満2歳未満の乳幼児のうちほふくしないもの <u>1人につき3.3㎡以上</u> ・ほふく室 満2歳未満の園児のうちほふくするもの 1人につき3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児 1人につき1.98㎡以上																										
	・保育室又は遊戯室には、必要な用具を備えること	参	国基準のとおり																										
	・保育室等（乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへを、3階以上に設ける建物は、次のイからチに掲げる要件に該当すること - イ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物 - ロ 次表の左欄に掲げる階に応じ、同表中欄に掲げる区分ごとに同表右欄に掲げる施設又は設備が一年以上設けられていること <table><tr><th>階</th><th>区分</th><th>施設又は設備</th></tr><tr><td rowspan="5">2階</td><td rowspan="2">常用</td><td>屋内階段</td></tr><tr><td>屋外階段</td></tr><tr><td rowspan="3">避難用</td><td>屋内避難階段又は特別避難階段</td></tr><tr><td>待避上有効なバルコニー</td></tr><tr><td>準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備</td></tr><tr><td rowspan="5">3階</td><td rowspan="2">常用</td><td>屋内避難階段又は特別避難階段</td></tr><tr><td>屋外階段</td></tr><tr><td rowspan="3">避難用</td><td>屋内避難階段又は特別避難階段</td></tr><tr><td>耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備</td></tr><tr><td>屋外階段</td></tr><tr><td rowspan="5">4階以上の階</td><td rowspan="2">常用</td><td>屋内避難階段又は特別避難階段</td></tr><tr><td>屋外避難階段</td></tr><tr><td rowspan="3">避難用</td><td>特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）又は特別避難階段</td></tr><tr><td>耐火構造の屋外傾斜路</td></tr><tr><td>屋外避難階段</td></tr></table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	屋内階段	屋外階段	避難用	屋内避難階段又は特別避難階段	待避上有効なバルコニー	準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備	3階	常用	屋内避難階段又は特別避難階段	屋外階段	避難用	屋内避難階段又は特別避難階段	耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備	屋外階段	4階以上の階	常用	屋内避難階段又は特別避難階段	屋外避難階段	避難用	特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）又は特別避難階段	耐火構造の屋外傾斜路	屋外避難階段	従 （調理設備に係る部分に限る）
階	区分	施設又は設備																											
2階	常用	屋内階段																											
		屋外階段																											
	避難用	屋内避難階段又は特別避難階段																											
		待避上有効なバルコニー																											
		準耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備																											
3階	常用	屋内避難階段又は特別避難階段																											
		屋外階段																											
	避難用	屋内避難階段又は特別避難階段																											
		耐火構造の屋外傾斜路又は準ずる設備																											
		屋外階段																											
4階以上の階	常用	屋内避難階段又は特別避難階段																											
		屋外避難階段																											
	避難用	特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）又は特別避難階段																											
		耐火構造の屋外傾斜路																											
		屋外避難階段																											

項目	府令の内容	従/参	市基準（案）
	ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次のいずれかに該当するものを除く）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること （１）自動スプリンクラー設備等 （２）自動消火装置かつ延焼防止措置 ホ 壁及び天井仕上材を不燃材料としていること ヘ 乳幼児の転落事故防止設備 ト 非常警報設備及び火災通信設備 チ カーテン、敷物、建具等の防火処理		
一般型職員基準 （第22条）	・乳児等通園支援従事者 （保育士又は市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）	従	国基準のとおり
	・乳児等通園支援従事者の数 乳児 おおむね 3 人：1 人 満 1 歳以上満 3 歳未満児 おおむね 6 人：1 人 半数以上は保育士、常時 2 人を下回ってはならない	従	国基準のとおり
	・次に該当する場合、専従従事を 1 人とする事ができる （１）保育所等と一体的に運営されている場合であって、当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、乳児等通園支援従事者が保育士であるとき （２）利用乳幼児数が 3 人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき	従	国基準のとおり

項目	府令の内容	従/参	市基準（案）
一般型支援の内容 （第23条）	・ 保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供	従	国基準のとおり
一般型保護者との 連絡 （第24条）	・ 利用乳幼児の保護者と密接に連絡をとり、理解及び協力を得るよう努めなければならない	参	国基準のとおり
余裕活用型設備及び職員の基準 （第25条）	・ <u>余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は</u> 、保育所、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼保連携型認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所の基準の定めるところによる	従 （設備及び職員に係る部分に限る）	<u>盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和6年条例第15号）に規定する</u> 保育所、幼保連携型認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所又は <u>盛岡市認定こども園の要件を定める条例（平成31年条例第15号）に規定する</u> 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の基準の定めるところによる
準用 （第26条）	・ 余裕活用型乳児等通園支援事業所において、一般型支援内容及び一般型保護者との連絡を準用する	参	国基準のとおり。
電磁的記録 （第27条）	・ 帳簿整備の電磁的記録	参	国基準のとおり。

※国の基準を上回る基準を定める条項については、着色している項目